

第3部 基本理念・施策の方向性

1. 計画の基本理念

「こども大綱」では、「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」として、その実現を目指しています。

本市では、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」を実現するべく、すべてのこどもたちが笑顔でのびやかに成長し、誰もが安心して子育てできるまちづくりのために様々な施策を推進していきます。

また、国の「こども大綱」、栃木県の「こどもまんなか推進プラン」等を踏まえ、すべてのこどもが誰ひとり取り残されることなく健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる地域社会を目指し、以下のとおり基本理念を定めます。

～ 基本理念 ～

笑顔でキラリ輝く「いちごっこ」が健やかに育つまち かぬま

2. 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、施策の対象となる3つの視点を踏まえ、基本方針を掲げ計画を推進するものとします。

1 こども・若者の視点

こども・若者が、心身ともに健やかに成長できる取組を推進

すべてのこどもや若者が、権利を保障され安心して健やかに育ち、心豊かな人間性と創造性を備え、自分の意見を主張することができる環境を整えます。また、すべてのこども・若者が相互に人格と個性を尊重されながら、自己肯定感や自己有用感を高めて成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2 子育て当事者・家庭の視点

子育て当事者・家庭へ、ライフステージを通じた切れ目ない支援を提供

こども・若者の心身の健やかな成長を支えるためには、妊娠・出産期から学童期・思春期、青年期まで、切れ目なく保健・福祉・教育の取組を推進することが重要であり、こども・若者が自立するまでライフステージを通じた支援を行います。

3 地域社会の視点

地域社会で、安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

こどもの健やかな成長と子育て支援を促進するため、行政をはじめ、地域・学校・事業所等が連携し、地域全体がそれぞれの役割を担いながら、こどもの安全や成長を見守ります。また、こどもの成長を通して地域の人々をつなぎ、子育ての喜びや、こどもを守り育てていく豊かな子育て環境づくりを進めます。

3. 施策の基本的方向

「こども・若者」、「子育て当事者・家庭」、「地域社会」の3つの視点から、次の7つの施策の方向に基づき取り組みます。

こども・若者

施策の方向① こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境の整備

施策の方向② 若者の将来の希望を叶える取組

施策の方向③ 困難を抱えるこども・若者への支援

子育て当事者・家庭

施策の方向④ 子育ての支援

施策の方向⑤ 困難を抱える家庭への支援

地域社会

施策の方向⑥ 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向⑦ 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

4. 施策の体系

